

# ○成績評価ガイドライン

令和5年1月12日  
埼玉大学教育企画室

## 1. 成績評価ガイドラインの趣旨

本ガイドラインは、成績評価を行う際の基準として、国立大学法人埼玉大学単位修得の認定に関する規則（以下「規則」という。）及び国立大学法人埼玉大学単位修得の認定に関する細則（以下「細則」という。）の定めのほか、各学部・研究科の学位授与方針（以下「DP」という。）及び教育課程方針（以下「CP」という。）に即して具体的な事項を示し、また、成績分布の組織的な点検を行う際の指針となるべき事項を示すことで、各授業科目における厳格かつ客観的な成績評価を支え、それによって本学全体の教育の質保証に寄与することを目的とします。

## 2. 成績評価の基本方針

成績評価は、各授業科目で設定する到達目標への到達度を基準として規則第4条及び細則第2条の規定に基づき実施してください。なお、GPが0となる評語DとFの違いについては、例えば成績評価を測る材料としていたレポートの提出が期限までになかった場合や期末試験を受験しなかった場合等により達成度が測れないときにFが該当します。

成績評価においては、単に出席していたことを根拠として加点を行うことはできません。ただし、出席状況を成績評価の前提とする場合には、シラバスに明記してください。また、平常点を成績評価の根拠として用いる場合は、具体的な評価観点（「授業中のディスカッションへの参加度」や「普段からの実験器具の管理」等）を学生に示す必要があります。

【規則第4条第2項抜粋 GPに対応する評語及び評価内容】

GP	評語	対応する到達度
4	S	到達目標を超え、全般的に特に秀でている
3.5	A+	到達目標を超えており、部分的に秀でている
3	A	到達目標を超えている
2.5	B+	到達目標に十分達しており、部分的に秀でている
2	B	到達目標に十分達している
1.5	C+	到達目標に最低限達しており、部分的にB以上の水準にある
1	C	到達目標に最低限達している
0	D	到達目標に達していない
0	F	到達目標の達成度を測る材料がない

【細則第2条 授業科目の成績評価等抜粋】

第2条 授業科目の成績評価は、授業科目に設定された到達目標の到達度をもって行う。

- 2 前項に規定する到達目標は、規則第4条に規定するグレードポイント（以下「GP」という。）を認定するため明確なものとし、シラバスにより学生に明示する。
- 3 第1項に規定する成績評価を厳格に行うため、ルーブリックその他の到達度を示す明確な評価基準及びレポート・試験等の評価方法、その他必要な事項を定め、授業開始時までに、シラバス、WebClass 又は初回授業資料等により学生に明示する。
- 4 第1項に規定する成績評価に係る調査及び異議申立てについては、別に定める。

### 3. 成績評価分布の目安

#### (1) 基本的な考え方

成績評価は、2. に記載のとおり各授業科目に設定された到達目標への到達度を基準として行われるものであり、評価の大枠となる考え方は絶対評価です。ただし、到達目標の設定の適切性という観点から見ると、成績評価分布が極端に偏ることは望ましくないことに留意してください。

#### (2) 授業の到達目標と成績評価分布

各授業科目の到達目標を設定するにあたっては、成績評価分布が「S = 20% 未満、D = 20% 未満」となるよう配慮してください。なお、割合を計算する際の分母は「履修登録者の総数 - F の人数」とします。

### (3) 成績評価分布の目安を適用しない授業科目

以下の科目については、(2) に定めた成績評価分布の目安への配慮は不要です。

- ①履修登録者数が 20 名未満の授業科目
- ②初年次科目
- ③卒業研究・制作
- ④実習、実験、実技
- ⑤細則第 3 条第 1 項に規定する認定科目及び同条第 2 項に規定する授業科目
- ⑥大学院研究科の授業科目
- ⑦その他授業を開講する部局が指定する科目

## 4. 成績評価と DP 及び CP との関係

各授業科目の成績評価を行う前提として、DP を意識して到達目標を設定し、細則第 2 条第 2 項に規定のとおり事前にシラバスにより学生に明示することが求められます。そのため、シラバスの項目「授業の到達目標」は、当該授業科目が各学部・研究科の DP のうちいずれの要素と関連するのかを具体的に記載してください。また、CP に基づき、当該授業科目の教育課程全体での位置づけを考慮して記載することが求められることに留意してください。

## 5. 成績評価に関する組織的な点検と改善の実施

### (1) 組織的な点検

原則として、第 2 学期終了時に第 1 学期及び第 2 学期に開講した授業科目を、第 4 学期終了時に第 3 学期及び第 4 学期に開講した授業科目を、各授業科目の開講部局において成績評価や単位認定が規則、細則及び本ガイドラインに則り厳格かつ客観的に行われているかを組織的に確認し、その結果を記録するものとします。

### (2) 点検の実施方法

組織的な点検は、①成績評価の分布状況、②成績評価の妥当性の事後チェック(成績評価分布の偏りの点検)、③GPA 制度の実施状況、④個人指導が中心となる科目の場合は成績評価の客観性を担保するための措置がなされているか等の観点から実施することとします。

### (3) 全学的な点検と改善の実施

各授業科目の開講部局が実施した組織的な点検結果に対して、内部質保証委員会においてさらなる確認、点検等を実施し、必要に応じて助言を行うことで全学的な改善を継続して行うものとします。